

訪問看護事業 運営規程

【 ナースケアHEARTH 】

(事業の目的)

第1条 株式会社SENSEが開設するナースケアHEARTH(以下「ステーション」という。)が行う指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の事業(以下「事業」という)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、ステーションの看護職員、理学療法士作業療法士又は言語聴覚士(以下「看護職員等」という)が、要介護状態(介護予防にあつては要支援状態)であり、主治の医師が必要を認めた高齢者等に対し、適正な事業の提供を目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 指定訪問看護の提供に当たって、ステーションの看護職員等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する。
- 2 指定介護予防訪問看護の提供に当たって、ステーションの看護職員等は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援するとともに、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- 3 事業の実施に当たって、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称：ナースケアHEARTH
- ② 所在地：名古屋市天白区植田三丁目505番地

(職員の職種及び員数並びに職務の内容)

第4条 ステーションに勤務する職種及び員数並びに職務の内容は次のとおりとする。

- ① 管理者 1名(常勤)
- ② 従業者 看護職員 2.5名以上(常勤換算)

(1) 管理者

管理者は、ステーションの従業者の管理及び事業の利用の申し込みに係る調整並びに業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに自らも事業の提供に当たる。

(2) 看護職員等

看護職員等は、訪問看護計画書及び訪問看護報告書(介護予防訪問看護計画書及び訪問看護報告書を含む。)を作成し、事業の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 ステーションの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日：月曜日より金曜日までとする。ただし、12月30日より1月3日までを除く
営業日の外及び時間外につきましても対応可能です。(要相談)
- ② 営業時間：午前9時より午後6時までとする。
電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。

(事業の内容)

第6条 事業の内容は次のとおりとする。

- ① 病状及び障害の観察
- ② 清拭及び洗髪等による清潔の保持
- ③ 食事及び排泄等日常生活の世話
- ④ 床ずれの予防及び処置
- ⑤ リハビリテーション
- ⑥ ターミナルケア
- ⑦ 認知症患者の看護
- ⑧ 療養生活及び介護方法の指導
- ⑨ カテーテル等の管理
- ⑩ その他医師の指示による医療処置

(利用料等)

第7条 事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスであるときには、利用者の介護保険負担割合証に記載された割合に応じた額とする。

2 次条の通常の実施地域を越えて行う事業に要した交通費は、その実施地域を越えた地点から自宅までの交通費の実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

実施地域を越えた地点から、片道1キロメートルを超える毎に 30円

3 エンゼルケアは、15,000円とする。

4 複写物の交付は、1枚につき10円を徴収する。

5 当日のキャンセルは、やむを得ない場合を除き、本条第1項に定める厚生労働大臣の定める基準相当額を徴収する。

6 前項に掲げるもののほか、訪問看護において提供される便宜のうち、日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、ご利用者に負担させることが適当と認められる費用。

7 前五項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名捺印)を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、名古屋市天白区、名東区、緑区、瑞穂区、昭和区及び千種区並びに日進市とする。

(緊急時等における対応方法)

第9条 看護職員等は、訪問看護を実施中に、利用者の病状に急変その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治の医師に連絡し、適切な処置を行うこととする。

(非常災害対策)

第10条 事業所は、感染症の流行及び自然災害に関する事業継続計画を策定し、研修及び訓練の実施によりそれらを定期的に従業者に周知する。

(衛生管理等)

第11条 事業所は、衛生上必要な措置を講ずるとともに、機械器具等の管理を適正に行う。

2 事業所は、当事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように指針を整備し毎年1回の委員会開催とともに、研修及び訓練を実施するなどの必要な措置を講ずるよう努める。

(虐待防止に関する事項)

第12条 ステーションは、利用者の人権擁護及び虐待の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- ① 虐待を防止するための看護師等に対する研修の実施
 - ② 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
 - ③ その他虐待防止のために必要な措置
- 2 ステーションは、指定訪問看護の提供中に、看護師等又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報するものとする。

(身体拘束等の原則禁止)

第13条 ステーションは、サービス提供にあたって、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という。)を行わない。

- 2 ステーションは、やむを得ず身体拘束等を行う場合に、本人又は家族に対し、身体拘束の内容、理由、期間等について説明し、同意を得た上で、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記載することとする。

(その他運営についての留意事項)

第14条 ステーションは、看護職員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- ① 採用時研修：採用後3ヶ月以内
 - ② 継続研修：年3回
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨に従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社SENSE及びステーションの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

この規程は、令和3年4月2日から施行する。

この規程は、令和3年5月1日から施行する。

この規程は、令和4年1月1日から施行する。

この規定は、令和6年4月1日から施行する。